綾瀬市青少年健全育成組織活動費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、青少年に多様な活動又は体験の場を提供し、又はその活動を支援する団体の事業活動を振興するとともに相互交流を活発化することにより、青少年の健やかな成長を促進し、育成関係者の協調連携を図ることを目的として、綾瀬市青少年健全育成組織（以下「育成組織」という。）が行う事業活動に要する経費の一部を補助金として交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和５１年綾瀬町規則第１５号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象）

第２条　補助金交付の対象団体は、別表に掲げる育成組織とする。

２　補助金交付の対象経費は、対象団体の事業活動に要する経費とし、次に掲げるものを除く。

(1)　交際又は事務処理にかかる経費等で団体の組織維持（構成員の加入登録及び上部団体への分担金等を含む。）及び運営（財産の維持管理費を含む。）に要する経費

(2)　親睦又は慰労及び慶弔又は顕彰にかかる経費等で構成員等の直接的な利益に帰する経費

(3)　その他補助目的を達成することが困難であると認められる経費

３　前項の規定は、対象団体を構成する単位組織の事業に補助金を配分する場合にあっても、また同様とする。

（補助額）

第３条　補助額は、別表に定める額の範囲内で予算で定める額とする。

（交付申請書の提出）

第４条　規則第４条第１項の規定による補助金交付申請書の提出は、市長があらかじめ指定した日までに行わなければならない。

２　規則第４条第２項第４号に定める書類は、次のとおりとする。

(1)　構成員（役職を含む。）名簿

(2)　会則又は規約等団体の組織の設立又は構成にかかわる書類

(3)　補助対象事業に関する実施計画及び予算等経費の積算根拠となる書類

３　第１項の規定にかかわらず、申請後の事情変更等により市長が必要と認めるときは、青少年健全育成組織活動費補助金変更交付申請書（第１号様式）を提出させる

ことができる。

４　市長は、前項の場合にあっては、あらかじめ指定した日を変更し、又は新たに指定することができる。

（補助金の交付決定）

第５条　規則第７条の規定による補助金の交付決定は、青少年健全育成組織活動費補助金（変更）交付決定通知書（第２号様式）により通知する。

（申請の取下げ）

第６条　規則第８条第１項の規定により申請を取下げできる期間は、交付の決定の通知を受けた日の翌日から起算して１５日以内とする。

（実績報告）

第７条　規則第１２条第１項の規定による実績報告書の提出は、事業完了の日又は交付を受けた年度の末日の翌日から起算して、３０日以内のいずれか早い日とする。

２　規則第１２条第１項第１号及び第２号に定める書類は、それぞれ次のとおりとする。

(1)　補助金充当明細書（第３号様式）又はこれに代わる書類

(2)　事業実績又は成果を示す書類

（補助金の管理執行）

第８条　補助金にかかる現金の管理は預金等最も効果的な方法によるものとし、執行に当たっては、出納簿又はこれに代わる書類をもって、出納管理する。

２　現金の管理、出納簿等の経理書類は、交付を受けた年度の末日から５年間保存する。

（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２２年５月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行後も平成２２年度における補助金の交付申請、交付決定等の手続きについては、なお、従前の例による。

附　則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和元年６月１３日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年３月２４日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年６月１日から施行する。

別表（第２条関係）

補助対象団体の名称	補　　助　　額
綾瀬市子ども会育成連絡協議会	７４２，０００円に、安全共済会加入金として８０，０００円を上限とし、小学生以下の会員一人につき、１００円を乗じて得た額を加算した額
綾瀬市青少年健全育成会連絡協議会	５６０，０００円
綾瀬市母親クラブ連絡協議会	２５１，０００円
日本ボーイスカウト神奈川連盟県央地区綾瀬第１団	１団につき ２４，０００円
日本ボーイスカウト神奈川連盟県央地区綾瀬第２団	
綾瀬市青少年育成員協議会	２４３，０００円

第１号様式（第４条関係）

青少年健全育成組織活動費補助金変更交付申請書

年　　月　　日

（あて先）綾瀬市長

申請者　住所又は所在地
団体等の名称
氏名又は代表者職氏名

年　　月　　日付けで申請した補助金について、次のとおり変更が生じたので、青少年健全育成組織活動費補助金要綱第４条第３項の規定により補助金の変更交付を申請します。

１　変更理由	
２　交付申請金額	円
３　既交付決定額	
４　算　出　基　礎	
５　添　付　書　類	有（　　） ・ 無

第２号様式（第５条関係）

青少年健全育成組織活動費補助金（変更）交付決定通知書

年　　月　　日

様

綾瀬市長　　㊞

　　年　　月　　日付けで申請のありました　　年度綾瀬市青少年健全育成組織活動費補助金の（変更）交付については、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第５条の規定により、次のとおり決定しました。

１　補 助 金 額　　円

２　補助条件

綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則及び綾瀬市青少年健全育成組織活動費補助金交付要綱の規定等を遵守し、適正に執行すること。

第３号様式（第７条関係）

年　　月　　日

（あて先）綾瀬市長

住所又は所在地
団体等の名称
氏名又は代表者職氏名
連絡先

年　　月　　付けで交付決定を受けた補助金について、次のとおり提出します。

年度青少年健全育成組織活動費補助金充当明細書

収入の部　　単位：円

科　　目	予算額（①）	決算額（②）	比較（①－②）	説　　明
会費				
年会費				
参加負担金				
補助金				
市補助金⑥				
団体補助金				
分担金				
寄付金				
繰越金				
雑入				
合計				

支出の部　　単位：円

科　　目	予算額(③)	決算額（④）	市補助充当(⑤	比較（③－④	説　　明
交際費					
会議費					
総会					
役員会					
事業費					
交流・行事					
研修会					
広報啓発					
団体配分金					
その他					
厚生費					
懇親会					
慰労・顕彰					
事務費					
事務用品					
旅費					
保険料					
予備費					
合計					

※　説明欄の該当費目を参考に分類ください。
※　太字が活動費補助金の使途の範囲です。支出の部の市補助充当（⑤）の合計欄は、　収入の部の「市補助金（⑥）」に一致します。